

小田原市立城山中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成27年5月改訂

平成30年4月改訂

〈目 次〉

I いじめ防止等に関する城山中の考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに対する基本認識
- 3 いじめ対策の基本理念
- 4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの早期対応・早期解決
 - (4) 家庭との連携
 - (5) 関係機関との連携
 - (6) 地域との連携

II いじめ防止等に関する内容

- 1 いじめの未然防止のための取組
- 2 いじめの早期発見のための取組
- 3 いじめの早期解決のための取組
- 4 家庭との連携
- 5 関係機関等の連携
- 6 地域との連携

III いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

- 1 組織の設置
- 2 組織の構成員
- 3 組織の役割

IV 重大事態への対処

I いじめ防止等に関する城山中の考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠～

いじめは、法第2条で定めたとおり、“生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）”であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努める。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘がある。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われている。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となる。

- いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある

3 いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つである。学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要である。その上で、「いのちを大切に作る城山中」を目指し、いじめを根絶するための理念として、次の5つを掲げる。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にし、心を育む教育活動の充実に取り組む。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他子どもに関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組む。

- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、学校、家庭、地域、その他関係機関が連携していじめ問題の克服をめざす。
- いじめは、どの子どもにも起こり得るものであり、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組む。
- いじめは、子どもたちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進める。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- いじめの起こりにくい学校にするために
 - ・教育目標「覇気と感動」「自治の精神」の浸透
思いやり、互いのよさが認め合える生徒
自ら学び、自ら考え、主体的な行動ができる生徒
誠実で、粘り強い、努力する生徒
 - ・「城中人権宣言」の尊重

「いじめをなくし、みんな仲良く助け合う城中にしよう」
 人の心を傷つける行動・発言（悪口・嘘など）をするのはやめよう。
 相手を思いやり、一人ひとりの意見を大切にしよう。
 暴力はしない。許さない気持ちを持とう。
 差別をなくし、みんなが平等であるようにしよう。

生徒・保護者・職員により作成

2001年12月21日全校生徒で可決

- 本校の生徒が様々な学区から通学し、多様な地域特性があることを踏まえ、生徒一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力の育成に努める。
- インターネットによるいじめ問題について生徒・保護者に啓発活動をするとともに、情報モラル教育の充実を図る。
- いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 学校生活の中で、生徒一人ひとりが「自己肯定感」や「自己有用感」が実感できる場面をつくる。また、他者を尊重できる心の豊かさを培い、お互いの人権を尊重する態度を養う。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応を行う。また、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図る。
- 定期的に行うアンケート調査によって、常に生徒の状況を把握するとともに、生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努める。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、地域、家庭に対していじめに関する啓発を行い、地域全体でいじめを許さない雰囲気をつくる。
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を確認し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- いじめには、チームで組織的に対応する。教職員同士が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応する。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行う。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。

(4) いじめの解消

- いじめを行った生徒に対して、いじめは決して許されない行為であり、適切かつ毅然と指導する。なお、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導するときもある。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該の生徒及び保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒だけでなく、すべての生徒にいじめをしないよう指導を行う。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したと判断するのではなく、いじめを受けた生徒及び、いじめを行った生徒を日常的に注意深く観察していく。

(5) 家庭との連携

- 家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動を行うとともに、生徒がいじめを受けていると疑われるときに、スムーズに保護者が学校に相談・通報できるように日頃からの協力関係づくりに取り組む。
- 学校や家庭での情報を共有できるように、適切に家庭と連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(6) 関係機関との連携

- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して取り組む。
- いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年団体等の協力を得るための連携を図る。

(7) 地域との連携

- 地域で子供を守る雰囲気醸成するため、職業体験や地域の方を招いての授業、生徒の地域ボランティア参加など、生徒が地域の人びととふれあう機会を増やす。
- P T Aやスクールボランティア、育成推進委員や地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築する。
- 学区外からの通学者が多く、多様な地域性がある実情を踏まえると、保護者同士の関係が薄く、地域の間人関係が希薄化する恐れがある。P T Aバザーや懇談会等を通して大人が連携して生徒を見守る体制をつくる。

II いじめ防止等に関する内容

1 いじめの未然防止のための取組（法第15条及び第19条第1項関係）

- 生徒指導についての取組
 - ・ 6月、9月、1月の年に3回、生活アンケートをとり、その内容を確認する。
 - ・ アンケート結果のリストの改善と情報の収集。全教職員への情報共有を図る。
 - ・ 常時、投書箱を設置し、生徒の助けを聞くとともに、広く情報収集に努める。
- 教育相談についての取組
 - ・ 生徒・保護者との信頼関係を築くため、積極的に関わり、情報の共有を図る。
 - ・ カウンセリングマインドを持って相談活動を行うとともに相談週間の設定、相談室の準備など相談しやすい環境づくりを行う。
 - ・ スクールカウンセラー等の周知を図るとともに相談体制を整える。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒やその保護者に対し、必要な啓発活動を行う。
- 関係諸期間との連携
 - ・ 警察と連携し、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」を実施する。
 - ・ 携帯会社やN P O等と連携し、「携帯電話教室」を実施し、情報モラルの育成を図る。

○小中の連携

- ・情報の共有
- ・共通のルール、指導の一貫性

○道徳教育と特別活動での取り組み

- ・道徳的実践力の育成

人権尊重の観点から、被害者・加害者・傍観者それぞれの立場から考え、「いじめは許さない」「いじめはなくしていこう」という意欲を育てる。

- ・学級活動

いじめ問題を学級全体の問題として共に考え、解決していく態度を育成する。
また、hyper-QUの分析からよりよい集団の育成を図る。

- ・生徒会活動

「城中人権宣言」を尊重し生徒自らいじめを許さない姿勢を育てる。また、あいさつ運動や全校集会等を通して、自治の精神を伸長できるように支援・指導する。

- ・学校行事

主体的な参加方法を工夫し、所属感や達成感、自己有用感を体得させる指導を行う。

- ・部活動

望ましい人間関係のあり方や、ルールやマナーを尊重する姿勢を体得できるよう支援・指導する。

○教職員のあり方

- ・豊かな人間性

正義感・倫理感・思いやりの心などを育むことの大切さを認識し、生徒と共に悩み成長し、共感的に物ごとをとらえることのできる教師をめざす。

- ・専門的資質

教育相談の手法やカウンセリング等のコミュニケーションスキルの向上を図る。

○基本方針の点検と見直し

P D C Aサイクルの考え方に従い、年度末には取り組み評価アンケートを実施し、その結果を踏まえて1年間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

もし、改善が見られなかった場合は、その原因を分析し、次年度の取組内容や取組方法の見直しを行う。

2 いじめ早期発見のための取組（法第16条関係）

- ・いじめ（生活）アンケートを年3回実施し、その分析と対応に努める。
- ・可能な限り生徒と接し、人間関係を構築し子どもが教師に何でも言える環境をつくる。
- ・授業間や休み時間など教室に滞在し、生徒の様子や表情などを適切に見取る。

3 いじめの早期解決のための措置（法第 22 条及び第 23 条関係）

○いじめられている生徒

- ・つらさや悔しさを十分に受け止める。＜受容＞
- ・具体的な支援内容を示し、安心感を与える。＜安心＞
- ・よい点を認め、励まし、自身を与える。＜自信＞
- ・人間関係の確立を目指す。＜回復＞
- ・本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。心理的ケアを十分に行う。＜成長＞

○いじめられている生徒の保護者

- ・いじめの事実を正確に伝える。
- ・本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- ・教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- ・信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

○いじている生徒

- ・いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。＜確認＞
- ・不満・不安等の訴えを十分に聴く。＜傾聴＞
- ・いじめられた生徒のつらさに気づかせる。＜内省＞
- ・課題解決のための援助を行う。＜処遇＞
- ・体験活動等を通じて所属感を高める。心理的ケアを十分に行う。＜回復＞

○いじている生徒の保護者

- ・いじめの事実を正確に伝える。
- ・保護者の心情（怒り・不安・自責の念等）を理解する。
- ・被害者への謝罪の意義を伝える。
- ・生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

○傍観者

- ・グループ等への指導を行う。
- ・学級、必要に応じて学年全体への指導を行う。
- ・具体的事実に基づいて話し合う。
- ・自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることに気づかせる。
- ・日頃から人権意識（感覚）を育む取組の充実を図る。
- ・学年全生徒及び学校全生徒への指導を行う。

4 家庭との連携（法第 17 条関係）

○家庭への啓発と情報共有

- ・学校だよりや保護者会による情報提供と未然防止に向けての啓発を行う。
- ・電話相談や家庭などによる情報の共有化を図る。

○相談活動の充実

- ・相談窓口を紹介するなど家庭が情報提供や相談できる体制づくりを行う。

○解決に向けた保護者との連携

- ・早期解決に向けて適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

5 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

○警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき、警察と連携して取り組む。
- ・「ネット上のいじめ」の未然防止や早期解決に向けて、連携して取り組む。

○医療機関や相談機関との連携

- ・いじめを受けた子どもの継続的な支援や、いじめを行った生徒の立ち直りに向けた適切な支援を連携して取り組む。

6 地域との連携（法第 17 条関係）

○地域での見守り体制の整備

- ・青少年育成関係団体や学校評議員会への情報提供や見守り体制の啓発を通して体制整備を行う。
- ・地域行事やボランティア活動など、地域でのふれあい活動の充実を図る。

○いじめ防止に向けた取組の改善

- ・学校評議員会等で学校におけるいじめ防止に向けた取組に対して意見を受け改善に努める。

Ⅲ いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

1 組織の設置

学校において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」を常設する。

2 組織の構成員

校長 教頭 生徒指導・支援部リーダー キャリアガイダンス・相談健康部リーダー 生徒指導担当 養護教諭 教育相談コーディネーター
特別支援教育コーディネーター 教務主任 生徒会担当 学年生徒指導担当
スクールカウンセラー

3 組織の役割

- ① 学校全体での正確な情報収集
- ② 情報の整理・分析と適切な管理
- ③ 効果的な対策の検討と全職員への周知と共通理解
- ④ 職員の役割分担と地域・家庭・関係諸機関との適切な連携

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態

○次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

① いじめを受けていた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

○児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったとの申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したと見なし対応する。

(2) 重大事態発生時の調査・報告

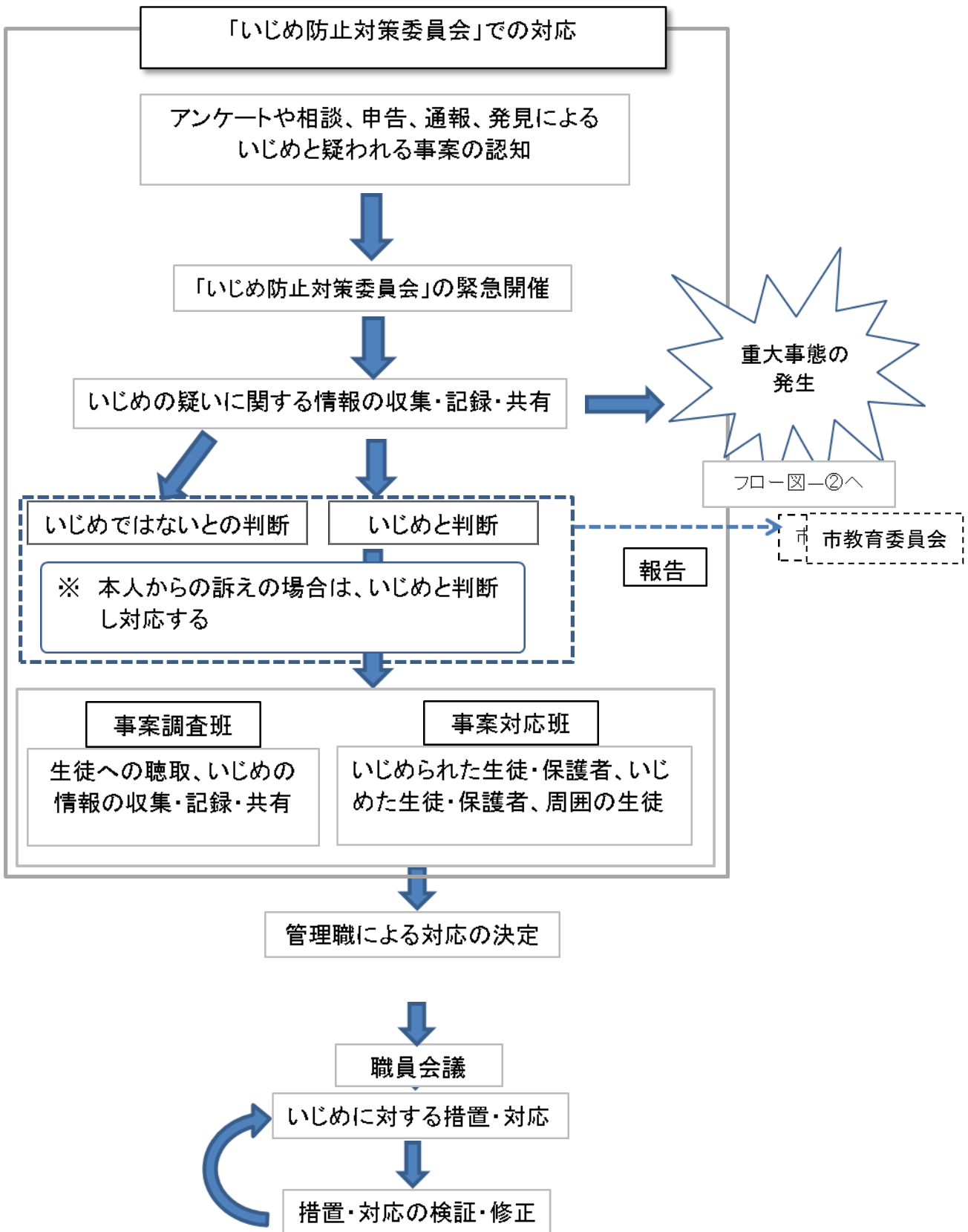
重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適正に対応を行っていく。重大事態に陥った場合は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の設置する関係機関等と連携を取りながら調査・報告を行う。

(3) 生徒・保護者への情報提供

いじめを受けた生徒や保護者に対して、プライバシーに配慮しながら、必要な情報を小田原市教育委員会とともに判断し、的確かつ迅速に提供する。

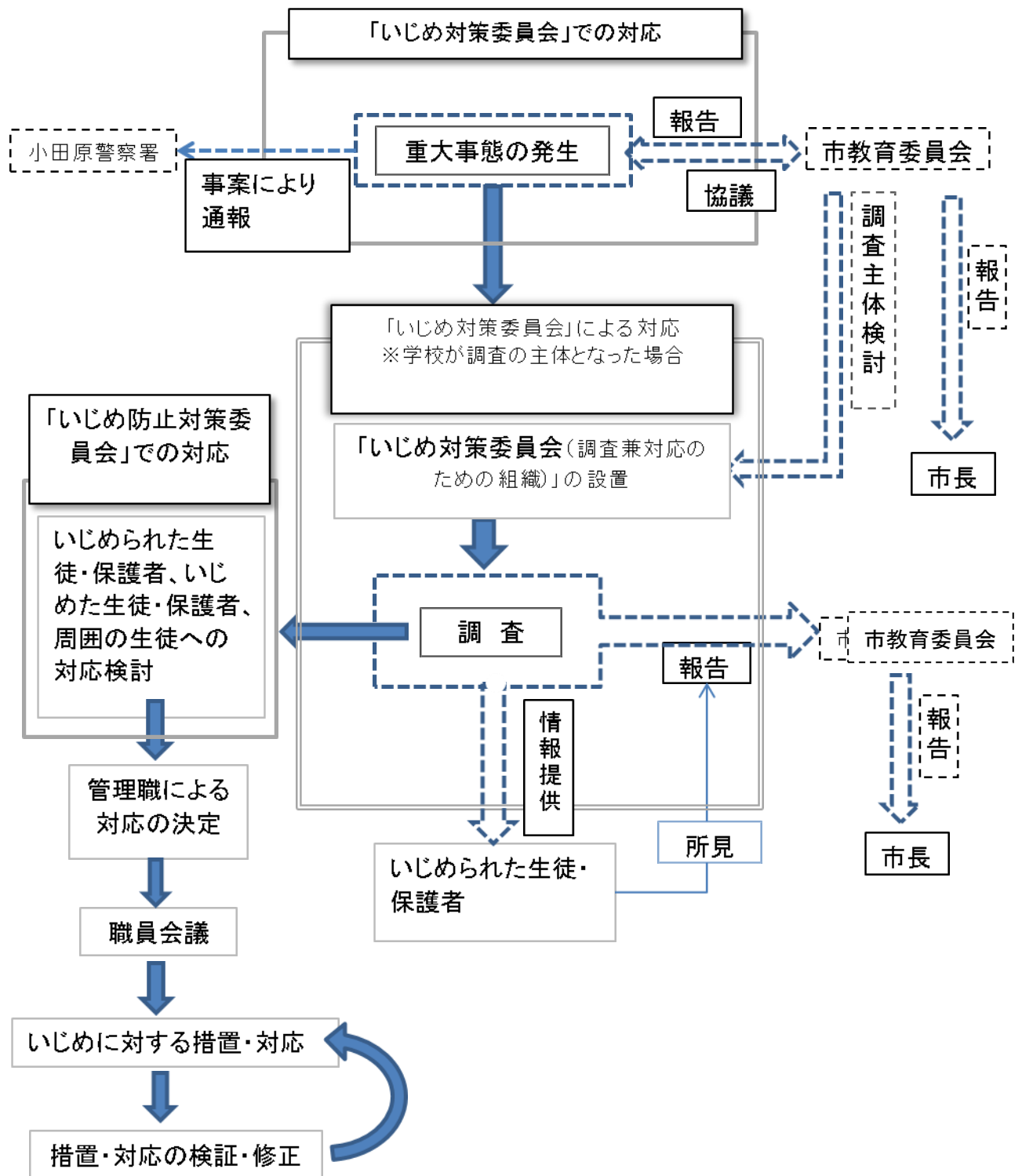
いじめ事案への対応フロー図①・②参照

○ いじめ事案への対応フロー図①



※いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、警察に相談・通報し連携する。小田原警察署少年係：32-0110（代表） 神奈川県警少年相談・保護センター：32-7358

○ いじめ事案への対応フロー図－②



- ※ 重大事態の調査主体が市教育委員会の場合は、市教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う